

日本における法看護学教育カリキュラムの検討

山田典子¹⁾ 山本春江¹⁾

リポウィッツよし子¹⁾ 宮本真巳²⁾

1) 青森県立保健大学、2) 東京医科歯科大学大学院

Key Words : ①法看護学 ②看護教育
③カリキュラム検討

I. はじめに

法看護学は看護ケアの社会的役割を法律、社会学、法医学、犯罪学、精神医学、公衆衛生学等の様々な見地より検討し、その結果を看護の実践モデルに統合するための研究領域である。臨床場面において看護職と警察や検察・裁判所等との協働および連携について新たな知見を得ること、および、将来的に大学・大学院教育で実現可能な法看護学教育カリキュラムの検討をした。

II. 研究方法

以下の方法で法看護学教育カリキュラムの検討に取り組んだ。

1. 法看護学に関連する文献や Web 資料、および、内閣府や民間シェルター等の刊行物で被害・加害事例報告等を扱ったものより法看護学上の課題の抽出。
2. 海外の大学等教育機関における法看護学教育プログラムについて、海外の医療刑務所、拘留所、司法精神病院、司法精神科クリニック、司法解剖施設等の視察に加え、国際法看護師協会で初代会長であるヴァージニア・リンチ氏、カリフォルニア治療センター勤務の国際法看護協会 (IAFN) 功労賞受賞者であるカルメン・ヘネシー氏らの協力を得、教育内容 (法看護学に関する科目名、法看護学の単位数および授業時間、実習時間数と実習場所、実習提携機関と指導体制、法看護学に関する教員の確保等) について調査した。

III. 結果

「Forensic Nursing」, 「nursing curriculum」をキーワードに PubMed で文献検索した。検索の際、言語は英語、対象は人間のみ、出版年は 1989 年から 2008 年までの 20 年間に絞った。その結果を表 1 に示した。

表 1 法看護学に関する海外文献の傾向

	内 容	アイテム数
1	法看護学の教育カリキュラムに関するもの	177
2	家庭内における暴力における法看護学について	117
3	法看護学における証拠採取とその保管について	114
4	看護ケアの対象となる被害者の特性とその理解に関すること	111
5	被害者・患者の権利擁護とアドボカシーについて	110
6	性暴力被害者専門看護師に関するケア内容について	106
7	司法精神障害者に対する看護ケアに関すること	103
8	刑務所に留置されている妊婦の看護ケアや更生に関すること	103
9	法看護の特性に応じた危機介入、検視等について	101
10	看護師の役割および法看護への取り組みの必要性について	23

法看護学は、人間とその行動を主たる研究のドメインとするがゆえに、学問として立脚する社会や文化によって、その社会的要請内容は異なることになる。疾病や外傷は看護職が日常業務の対象とし、ケアを提供するきっかけとなるものである。法看護学的アプローチにより、疾病・外傷の直接ならびに間接的原因について、故意・過失を含むあらゆる可能性を念頭に置いた検討を加える。このことにより、患者の擁護と、権利を一層の確に護り、質の高い看護ケアを提供できる。

表 2 司法精神看護カリキュラムの一例
(東京医科歯科大学大学院シラバスを基に改変)

教育目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 司法精神医療という臨床状況における治療や看護が困難となる事情について理解を深めながら、心神喪失者医療観察法に基づく指定入院医療機関における治療と看護の課題について学ぶ。 2. 司法精神医学と司法精神看護学の基本的な枠組みや評価方法を学ぶことを通じて、既存の精神医療と精神看護が一般的に抱えている問題点について理解を深める。 3. 暴力と攻撃的行動の背景にある精神病理について理解を深め、自傷や他害の行為に対する介入や防止のための方法について習得する。
講義科目 2 単 位 30 時 間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 司法精神医療のシステムと動向 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心神喪失者医療観察法の概要と成立過程 (2) 司法精神医療をめぐる歴史的な経緯と現在の状況 2. 司法精神医療の概念 <ol style="list-style-type: none"> (1) 司法精神医学と司法精神看護学の理論的な枠組み (2) 司法精神医療に関連する法律・制度の国際比較 (3) 触法精神障害者の集団精神療法 (4) 司法精神医学の評価方法と司法精神鑑定 (5) 司法精神医療における倫理規定と人権擁護 3. 司法精神医療の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 司法精神科病棟における援助関係とリスクマネジメント (2) 司法精神医療における多職種専門チームの連携 (3) 触法精神障害者の行動予測と治療反応性の予測 (4) 司法精神科病棟における暴力防止プログラム (5) 触法精神障害者の退院準備と地域支援 (6) 犯罪・暴力被害者と家族、加害者家族の支援 4. 司法精神医療の課題と展望 司法精神医療の展開と精神医療改革の推進

IV. 考察

看護職の中に存在する「被害者/加害者の心理に即した精神的支援の困難さ」や「証言と異なる傷の性状の看護観察技術がない」等の『確信のもてなさ』が、犯罪等の反復経験に結びついているのではないかと、これは、専門職に「トレーニングされた専門的視点」がないために、犯罪の可能性について疑いを持って、他のスタッフを説得することのできる根拠や確信がもてず、結果として問題を見落とすことになっていることが危惧される。

被害と加害、双方に関連する、日本の現状に則した法看護学の構築が課題といえる。